

<報道発表資料>

令和3年9月3日

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく 営業時間の短縮等の要請について

埼玉県では、緊急事態措置として県内に所在する飲食店等の施設管理者に対して、営業時間の短縮等の要請を行っています。

大多数の飲食店等の皆様には御協力をいただいているところですが、残念ながら御協力いただけない店舗があるため、電話や文書などにより協力をお願いしているところ です。

本日、次のとおり新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請（行政指導）を行いましたので、お知らせいたします。

1 実施日

令和3年9月3日（金曜日）

2 実施方法

要請に応じていただけない店舗の施設管理者宛て行政指導の文書を郵送

3 対象者数

19店舗（県職員等による調査結果）

（さいたま市5店舗、川越市2店舗、川口市2店舗、狭山市1店舗、上尾市1店舗、草加市4店舗、越谷市1店舗、蕨市1店舗、坂戸市1店舗、ふじみ野市1店舗）

4 要請内容

緊急事態措置期間が終了するまでの間、以下の要請に応じること。

酒類提供・カラオケ設備の使用の有無	要請内容
酒類提供又はカラオケ設備の使用 <u>あり</u>	休業を要請
酒類提供及びカラオケ設備の使用 <u>なし</u> （飲酒の機会を提供しないこと）	営業時間短縮を要請 （午前5時から午後8時まで）

5 その他

誹謗中傷行為等が起きないようにするため、店舗の名称・所在地等は非公表としています。